

令和3年10月28日

大阪府知事

吉村洋文様

運輸事業振興助成交付金の交付要望について

一般社団法人 大阪府トラック協会

会長 中川才助

大ト協第 250 号
令和3年10月28日

大阪府知事
吉村洋文様

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川才助

運輸事業振興助成交付金の交付要望について

我々貨物運送事業者は、新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言が頻りに発出される状況下においても、国民の生活（暮らし）と経済を支えるため、燃料価格の高騰が続き経営が大変困難な状況の中、懸命に業務を行っております。

『運輸事業の振興の助成に関する法律』が平成23年9月30日に施行され、既に10年が経過しました。この法律には交付について「平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする」とされております。

また、使途においてもこの法律の趣旨を踏まえ、政令に定めるものに充てなければならぬとされており、事業精査されるべきものではありません。

大阪府は軽油引取税の収入が毎年400億円以上あるにも拘わらず、全国で唯一、法令により算定された基準額から大幅に減額するとともに、努力義務を主

張し、独自の補助金要綱を作成し減額交付を続けております。

この法律の主旨を十分に理解していただき、令和4年度以降の予算については、政省令に則った交付金事業を認めた上で、算定額に基づいた交付を行うよう強く要望いたします。

また、新型コロナウイルスワクチン接種において、全国的な移動を求められているエッセンシャルワーカーである運送業界の大阪府下のドライバーに対して優先接種を実施していただけるように併せて要望をいたします。